	2025	161.85 (8)(9)
	85	161.875(9)
	2085	161.875(8)(9)
26		161.9　(9)
	2026	161.9　(8)(9)
	86	161.925(9)
	2086	161.925(8)(9)
	2027	161.95 (10)
	2028	162　(10)
ＡＩＳ１		161.975(11)
ＡＩＳ２		162.025(11)

［注１～５　略］

［削る］

6　(6)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー通信を行う場合に限る。

7　(7)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー用無線局が呼出応答を行う場合に限る。

8　(8)は、単信方式に限る。

9　(9)は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はＤ１Ｄ、Ｄ１Ｂ又はＧ７Ｗとする。ただし、平成32年３月31日まではＦ３Ｅとしても使用することができる。

10　(10)は、ＩＴＵ－Ｒ勧告Ｍ．2092に掲げるアプリケーション関連メッセージに使用する場合に限る。

11　(11)は、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局と通信を行う場合に限るものとし、電波の型式はＦ１Ｄとする。

3　船上通信局が使用することができる電波の型式及び周波数

(1)　150MHz帯

使用電波の型式及び周波数（MHz）
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信
Ｆ３Ｅ
156.75(1) 156.85

注　(1)は、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用する無線局に混信を与えない場合に限る。

［注１～５　同左］

6　(6)は、船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。

7　(7)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー用無線局が呼出応答を行う場合に限る。

8　(8)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー通信を行う場合に限る。

［新設］

［新設］

［新設］

9　(9)は、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局と通信を行う場合に限るものとし、電波の型式はＦ１Ｄとする。

3　船上通信局が使用することができる電波の型式及び周波数

使用電波の型式及び周波数（MHz）	
呼出し、応答及び準備信号の送信その他すべての通信	
Ｆ３Ｅ	
156.75(1) 156.85	457.525 (1) 457.55 457.575 467.525 467.55 467.575